

所管部課	健康いきいき部 保険年金課		部長	川口 莊一	
件名	専決処分の承認について（東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）				
	区分	○	1. 審議事項	2. 報告事項	
関係事項	条例規則				
	部課機関				
1. 要旨					
<p>地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和6年3月30日付で専決処分した「東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、同条第3項の規定により、令和6年第2回市議会定例会に報告し、承認を求めるものである。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <p>① 国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を22万円から24万円に改定する。</p> <p>② 低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置となる被保険者均等割額の5割軽減及び2割軽減に係る対象世帯の軽減判定所得を引き上げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5割軽減：29万円 → 29万5千円 ・2割軽減：53万5千円 → 54万5千円 <p>(2) 施行日 令和6年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>① 課税限度額を法定課税限度額まで引き上げることで、負担能力に応じた適正な賦課を行うことができる。</p> <p>② 低所得者に対する国民健康保険税の軽減対象世帯の拡大に寄与する。</p>					
2. 経過（現時点に至るまでの経過）					
<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年3月21日 条例改正を専決処分により行うことについて、令和6年第1回市議会定例会最終日の会議終了後に、市長から議会に対して説明。 ・令和6年3月30日 地方税法施行令の一部を改正する政令の公布。 持ち回り庁議にて条例改正の審議、改正条例の専決処分、改正条例の公布。 <p>※文書課において審査済み。</p>					
3. 留意事項（問題点等）					
4. 主管部処理案（検討結果等）					
<p>庁議終了後、令和6年第2回市議会定例会に議案として提出したい。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。